1:2,500 地形図

II－PC 07-4

鹿 児 島 市 基 本 図

平成19年測量
平成24年修正
平成30年修正
令和 6年修正

(1) (2) (3) (4)

1.(1)令和 5年12月撮影空中写真(C006-1430～1433)
(2)令和 5年12月撮影空中写真(C041-1635～1641)
(3)令和 5年12月撮影空中写真(C007-1352～1358)
(4)令和 5年12月撮影空中写真(C040-1595～1597)
2.令和 6年 5月現地調査

1:2,500

0 50 100 200 300 400 500 m

「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである（承認番号）平 19 九公 第 141 号」
「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである（承認番号）平 23 九公 第 271 号」
「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである（承認番号）平 29 九公 第 276 号」
「この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。 （承認番号）令 5 九公 第 629 号」

計画機関 鹿 児 島 市
作業機関 国 際 航 業 ・ 久永コンサルタント共同企業体

II－PC 07-4

96-4	OC 97-3	97-4	98-3	98-4
	07-1	07-2	08-1	08-2
06-4	PC 07-3		08-3	08-4
16-2	17-1	17-2	18-1	18-2
16-4	17-3	17-4	18-3	18-4

行 政 区 画

鹿 児 島 市

記 号

普通建物
堅ろう建物
堅ろう無壁舎
普通無壁舎
官公署
裁判所
検察庁
税務署
郵便局
森林管理署
交番・駐在所
消防署
警察安定所
保健所
神社
寺院
キリスト教会
その他宗教施設
学校
幼稚園・保育園
公会堂・公民館
老人ホーム
保健所
病院
協同組合
農業倉庫
工場
変電所
揚排水ポンプ場
ガソリンスタンド
駐車場
三角点
水準点
多角点及び標石番号及び公図の点番
電子基準点
標石を有しない三角点・水準点・多角点
図の種類別による標高点
門
鳥居
記念碑
像
灯ろう
鉄塔
トンネル・坑口
独立煙突(広義煙突)
独立煙突(鉄筋煙突)
油井・ガス井
給水塔
タンク
煙突
高架水槽
電波塔
風車
井戸
水位観測所
雨水口・雨水口
貯炭・石炭
材料置場
太陽光発電設備
石
地下施設・地下鉄
入口
出口
階段
スロープ
広幅道路
普通道路
軽車道
徒歩道
建設中の道路
歩道・分離帯
道路橋
徒渉橋
隧道・洞門・雪覆
道路の防雪・防護
並木
人工斜面
土堤等
普通鉄道
特殊軌道
索道
建設中の鉄道
プラットホーム及び跨線橋
鉄橋
鉄道の防雪・等
鉄道の防護及び雪覆
送電線
区域界
隣生界
町地界
都・道・府界
北海道の支庁界
郡・市・特別区界
都・町界
指定都市の区界
大字・町丁目界
所属界
田
畑
樹園地
その他の樹木畑
茶畑
桑畑
果樹園
針葉樹
広葉樹
竹林
荒地
湿地
しの地
かし林
切土地
さんさき
パイナップル畑
大小
地理
陸上
河川
湖沼
海
水門
防潮堤
護岸
突堤
防波堤
灯台
灯標
導流堤
水門
砂防ダム
透過水制
不透過水制
木製枠
木製杭
鉄・コンクリート枠
砂防・わき地
水がし線
さんご礁
250
200
150
100
50
0
m

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第II座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標はキロメートル単位
方眼は0.5キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル
「平面直角座標値は、世界測地系に対応」
「高さの基準は、2011年度平均成果による」

II－PC 07-4